

秩父市農業委員会 令和6年 第12回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和6年12月23日(月)午後1時30分
- (2) 閉会日時 令和6年12月23日(月)午後3時10分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 26名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員14名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席 番号	農業委員氏名	出席 状況	議事録 署名人	地区	推進委委員氏名	出欠 状況
1番	新井 範	出席	●	第1 区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席	●		松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	出席		第2 区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	出席		第3 区域	田口 徳行	出席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席		第4 区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	出席			富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席		第5 区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	欠席			新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席			岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	出席			高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席		第6 区域	木村 誠司	出席
					木村 雄一	出席

◎印 農業委員会長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について (6件)

議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について (3件)

議案第51号 農地法第5条の規定による許可後の
計画変更申請について (1件)

議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について (8件)

議案第53号 農地法第2条第1項の規定する農地に
該当するか否かの判断について (2件)

日程第8 閉議・閉会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	江田直人		主幹	小川英孝	書記
参与	宮前房男		主任	川上僚太	書記
主幹	千島修		主査	新井正巳	
主事補	高野友陽				

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会 令和6年第12回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

江田事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中14名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

1番 新井 範 委員 及び 2番 吉川 稔 委員 以上、お二人をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をいたさせます。

江田事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。

1 通知書の受理についてです。

農地法第18条第6項の規定による合意解約に伴う通知書となっております。

解約理由は耕作者変更でございます。

合意が成立した日、および土地の引き渡しの時期等はそれぞれ通知書記載のとおりでございます。

2 農地改良等に係る届出書の受理について

番号1ですが、届出年月日や当事者の住所、氏名、土地の所在等は通知のとおりです。

工事の理由は、隣接地より低く雨水が溜まり耕作に不便なため、盛土して同じ高さにしたい、とのことです。

改良する面積は●●●㎡、工事期間が1か月以内であるなど、一時転用としての許可を要しな

した。

また同様に譲受人も番号2の申請地が自宅から離れた位置にあり、耕作を行う上で不便さを感じていました。

この度お互いが所有する農地を交換することで実家または自宅に隣接する農地を取得することができ、農業経営の効率化が図れるとして申請に至りました。

譲受人は、畑を●●、●●●㎡所有しており、利用状況調査の結果を確認したところ、耕作及び保全管理の状態となっていました。

このことから所有農地の全部効率利用要件は達成していると考えられます。

譲受人の農作業歴は●●年あり、農機具は耕うん機を●台、草刈り機を●台所有しています。

また、作付計画では、●●、●●、●●を栽培する計画です。

権利の種類は、所有権移転です。

現地を確認しましたところ、保全管理の状態となっていました。

次に番号2について説明します。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は議案書記載のとおりです。

申請地は、●● ●丁目 畑 1筆 ●●●㎡で、平成●●年に譲渡人が相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●●●から北西に●●m付近に位置しています。

申請事由は、農業経営規模拡大のためです。

先の番号1で説明したとおり、農業経営を効率化を図るためお互いが所有する農地を交換したいとして申請に至りました。

譲受人の農作業歴は●●年あり、弟と耕作を行う予定です。

農機具は所有しておりません。

また、作付計画では、●●、●●を栽培する計画です。

なお、譲受人は県外に居住しておりますが、申請地の隣接智に両親が居住していた住宅があり、定期的に自宅からその住宅を訪れ耕作を行う予定です。

権利の種類は、所有権移転です。

現地を確認しましたところ、保全管理の状態となっていました。

説明は以上です。

事務局（小川主幹） 番号3について説明いたします。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●● 字 ●●●● 畑 1筆 ●●㎡で、昭和●●年に相続により取得した土地です。

申請地は●●●●●●の北側約●●●m離れたところにございます。

譲渡人は、申請地まで●●mくらいのところに居住しており、現在所有している農地はございません。

新規就農というかたちになりますが、●●、●●●、●●●●、●●●●●の作付けを計画しております。

隣接に譲受人の夫名義の農地があり、今後申請地と一体的に農地として利用していくとのございます。

現地は、不耕作地でございますが、草刈り等の管理はされておりました。

説明は以上です。

事務局（新井主査） 続きまして、番号4について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●● 字 ●● 田 1筆 ●●●㎡で、一般県道●●●●●●●線●●●●●●●交差点から●●●●●●●線沿いで東に約●●●m付近に位置しており、平成●●年に相続により取得した土地です。

2番 吉川 稔委員 2番 吉川です。番号1と2について関連がありますので一括して意見を申し上げます。

先日、事務局と松澤推進委員とで現地を確認いたしました。

概要は事務局説明のとおりです。

番号1、2ともに保全管理の状態で、交換することでお互いに自宅や実家から近くなるということです。よろしいのではないかと思います。

特に問題ないと思います。

ご審議をよろしく願いいたします。

1区 松澤 眞一推進委員 1区推進委員の松澤です。

事務局説明のとおりで、どちらも保全管理の状態でした。

交換をすることによりお互いが耕作地に近くなり便利になると思います。

特に問題ないと思います。

面積に差がありますが、スムーズに手続きができていると聞いております。

ご審議よろしく願いいたします。

9番 新田 恭一委員 9番 新田です。番号3について意見を申し上げます。

過日、事務局と小久保推進員とで現地を確認いたしました。

申請地は私の畑と近いところにありまして、よく知っているところです。

今回は奥さんが譲受人となっておりますが、旦那さんが隣りに畑を持っておりまして、一体で管理するとのことのようなようです。

すぐに耕作できるくらい管理されており、●●、●●●、●●●●、●●●●●を作付けすることです。

新規就農ではありますが、規模拡大のような気もします。

これからますます就農に励むことと思います。

ご審議の程よろしく願いいたします。

3区 小久保 健司推進委員 3区の小久保です。

先日、事務局と新田委員と現地を確認しました。

現地は非常に狭いところで、旦那さんが所有している畑が隣接していますので、新田委員のお話のとおり、一体利用されるようで、非常によろしい案件であると思います。

ただ、周囲が木に囲まれた場所ですので、野生動物の被害に気を付けて管理していただいて、耕作されたらと思います。

旦那さんと話したところ、意欲は十分持っていると感じました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

4番 黒田 昭雄委員 4番 黒田です。番号4と5について説明いたします。

まず番号4ですが、先日事務局と新井推進委員と現地を確認しました。

譲受人は新規就農とのことですが、自宅を建てるすぐ横が申請地でありまして、近いですし、日当たりも良い場所ですので、特に問題ないと思います。

続いて番号5ですが、こちらも概要は事務局説明のとおりです。

先日事務局と岡田推進委員と現地を確認しました。

譲受人は規模拡大とのことで、地続きの場所にすでに●●●のハウスができていたり、●が植えてあり、きれいに剪定されていました。

特に問題ないと思います。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

5区 新井 明弘推進委員 5区の新井です。番号4について申し上げます。

先日黒田委員と事務局で現地を確認しました。

日当たりも良く武甲山がよく見える場所です。何年も●●●が生えたりして管理されていなかったのですが、最近きれいになったので、これから計画のように耕作されれば非常に良いなと思います。

なんら問題ないと思います。

ご審議、よろしくお願いいたします。

5区 岡田 英幸推進委員 5区推進委員の岡田です。

先日、事務局と黒田委員と現地を確認しました。

譲受人はまだ若いですから、20年、30年と耕作が期待できると思いますので、ご審議をよろしくお願ひします。

13番 新井 一雄委員 13番 新井です。番号6について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

譲渡人が●●●●●に住んでおり、●●歳と高齢で管理ができないとのことです。

譲受人の自宅のすぐ横を譲受けて新規就農するとの案件であります。

妥当かと思ひます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

6区 木村 雄一推進委員 6区推進委員の木村です。

新井委員からの話のとおり、高齢ではありますが、自宅のすぐ横の畑ですので十分耕作できると思ひます。

もう一筆は線路の向かいではありますが、問題ないと思ひます。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 (横田 友会長) ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

7番 豊田 恵男委員 7番豊田です。

番号1と2ですが、交換とのこと、先ほど松澤推進委員の話にもありましたが、面積に差がある交換とはどういうことですか。

事務局 (川上主任) 面積の差については、現金で支払うと聞いております。

7番 豊田 恵男委員 それでも交換ということになるのですか。

面積的には交換部分よりも売買のほうが全然多いと思ひますが。

5区 高田 忠一推進委員 交換という表現でいいのか、ということだと思ひます。

事務局 (川上主任) 確かにおっしゃるとおりだと思ひますが、申請書の記載が交換となっておりますので、事務局で加筆してもいかなものかと考え、議案書には交換と記載しました。

議長 (横田 友会長) 他に質問等はございますか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長 (横田 友会長) それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第49号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長 (横田 友会長) 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第50号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (3件)

議長 (横田 友会長) 次に、議案第50号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局 (川上主任) 私からは番号1について説明します。

議案書の3ページをご覧ください。

申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。

申請地は●● 字●● 畑 2筆 面積は●●●m²で、平成●●年に申請人が相続により取

得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●から東南東に約●●●m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断しました。

転用目的は農家住宅です。

申請事由について説明します。

現在、申請人は申請地に隣接する住宅に居住しておりますが、その住宅が急な斜面に面しており、周辺では過去に地すべりや地割れが起き、危険な状態にあるとのこと。

そのため、申請地に住居を建築し移り住みたいとしてこの度申請に至りました。

移住した後は、現在の住居は撤去し植樹を行い、山林として管理する予定です。

なお、申請人は当初申請地が農地であり、農地法の許可を得る必要があることを知らずに住居の土台となる石積み擁壁を施工しました。

その後、知人の行政書士から農地法の許可が必要である旨の指摘を受けたため、工事を中止し、始末書添付の上で本申請を行っています。

資金計画は整っており、隣接に農地の耕作者から本農地転用に対する承諾書が添付されています。

現地を確認したところ、更地の状態で一部に石積み擁壁が施工されていました。

説明は以上です。

事務局（小川主幹） 番号2番について説明します。

申請人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●● 字●● 畑 1筆 ●●㎡で、昭和●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●の南東約●kmに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、車庫物置用地でございます。

申請事由につきまして、申請人の父親が、昭和●●年ごろに車庫を建築し、現在に至っておりますが、最近その敷地が農地であることを知り、是正するため今回の申請に至りました。

なお、現地は申請どおり、車庫が建っている状況であり、申請人の始末書が添付されております。

説明は以上です。

事務局（新井主査） 番号3について説明をいたします。

申請人、土地の所在等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、●●●●● 字●●●●● 畑 1筆 ●●●㎡の内●●●㎡で、令和●年●月に売買により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●交差点の東、約●●●mに位置した土地です。

申請事由ですが、申請人は申請地の隣接地に令和●年●月●●日付で農地転用の許可を受け、

これから自己用住宅を建築するところです。

その工事の際、工事車両および作業員が作業中の駐車スペースが不足することから、申請地を駐車場として、利用するため、一時転用申請を 令和●●年●●月の当委員会の総会で審議いただき、令和●●年●●月●●日付で、一時転用4条の許可を1年間受けていましたが、工務店の着工の遅れから、再度申請するものです。

転用期間は、許可後1年間で、工事完了後は速やかに農地へ戻す計画です。

なお、隣接農地所有者と連絡がとれず承諾書が添付されていないおりませんが、耕作されている農地ではないこと、隣接の自己用住宅建築の農地転用申請の際には承諾をいただいていること、また本申請が一時転用であることから、問題はないものと考えます。

●●月●●日現地を確認すると、保全管理していました。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

11番 富田 博明委員 11番 富田です。番号1について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

先日現地を確認しましたが、申請人の住宅のすぐ横は崖地ほどではないですが地すべりが起きていて、申請地に住居を建替えたいという内容です。

他の農地も検討したらしいのですが、条件が整わなかったとのこと。

年齢は●●歳、農業にも従事しているとのこと、特に問題はないと思いますが、フライング気味に石積み擁壁を作ってしまったので、始末書が添付されております。

仕方がないと思います。

皆さまのご審議をよろしく願いいたします。

9番 新田 恭一委員 9番 新田です。番号2について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりですが、●●●に向かう県道の拡幅で自宅からの敷地が分断されて、車庫部分だけが道反対に残ってしまったようです。

急カーブのところに建っておりまして、あまり良いところでないとの印象ですが、先代の父親が昭和●●年ごろに建築したそうです。

車庫の裏には水車があってすぐ崖になっておりますので、車庫ぐらいしか使い道が無いように思います。

最近になって、農地であったことが判明したそうで、始末書も添付してありますのでやむを得ないと考えます。

ご審議よろしく願いいたします。

4番 黒田 昭雄委員 4番 黒田です。番号3について申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

先日新井主査と現地を確認しました。

申請者の住宅を建築しておりますが、その横の畑を一時的に駐車場として利用するとのこと。

特に問題ないのではと思います。

ご審議よろしく願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。
これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。
（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第50号について、賛成する諸君の挙手を求めます。
（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、議案第50号についてはそのように決しました。

議案第51号上程 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について （1件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第51号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を議題といたします。
事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（小川主幹） 番号1番について説明いたします。

承継者、当初事業計画者、土地の所在、内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 字●● 畑 1筆 ●●●㎡です。

申請地は、●●●交差点の南東側約●●●m離れた場所に所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

本件については、事業者が変わり、目的が変わったという内容の、変更申請になっております。その経緯でございますが、当初事業計画者は、申請地に建売住宅●棟を計画して、平成●●年●月●●日に農地法の許可を受けて、敷地を造成、排水マスを設置など計画を進めておりました。

一方、承継者は介護、障がい者支援事業等を手がけており、●●●周辺でリハビリ施設を建築できる土地を探しておりましたが、県道沿いで目立つ場所であり国道からも近く、造成工事も完了していることから、申請地が最適ということで交渉がまとまり、今回の変更申請に至りました。

現地確認したところ、造成されており、排水マスも設置されている状況でございます。

なお、この案件は、この計画変更の承認をいただいた後、5条申請としても審議していただくという流れになってございまして、次の議案52号の番号5がその議案に該当しますので、あらかじめご承知ください。

説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員の意見を伺います。

3番 青野 孝司委員 3番 青野です。番号1について意見を申し上げます。

概要は事務局からの説明のとおりです。

新たな事業計画では、当該農地に高齢者を含め一般の方にもサービスを提供できるリハビリ

施設を●棟建設したいとのことです。

現地を確認したところ、当時の事業計画に基づき造成工事が完了している状況にありました。私としては、やむを得ないと感じますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。
（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第51号について、賛成する諸君の挙手を求めます。
（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、議案第51号についてはそのように決しました。

議案第52号上程 農地法第5条の規定による許可申請について （8件）

議長（横田 友会長） 次に、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（川上主任） 私からは番号1について説明します。

議案書の5ページをご覧ください。

譲受人、譲渡人、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は、●●● ●丁目 畑 1筆 ●. ●●m²で、一体利用地は●●●●. ●●m²、合計●●●●. ●●m²で、令和●年に譲渡人が相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、●●●●●から北東に●●●m付近に位置し、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として、第3種農地と判断しました。

転用目的は事業敷地の拡張です。

申請事由について説明します。

譲受人の父は、昭和●●年から申請地を借りて事業敷地の一部として利用しており、現在は譲受人が事業敷地を相続し同様に利用しています。

この度、譲受人が申請地を購入し所有権移転を行おうとしたところ、農地法の許可を受けていない農地であることが発覚し、始末書添付の上で申請に至りました。

権利の種類は所有権移転で資金調達計画は整っており、農地転用に対する承諾書が必要となる農地はありません。

現地を確認したところ、車庫の出入口として利用されていました。

説明は以上です。

事務局（宮前参与） 私からは番号2と3について説明いたします。

始めに番号2ですが、申請者、施設の概要等は議案書記載のとおりです。

案内図をご覧ください。

申請地は ●●● 字●●●● 畑 2筆 ●●●m²、●●●●●●●●●●●●●●●●の南東

この案件は、前の議案の変更申請で審議いただいた案件でございます。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 字●● 畑 1筆 ●●●㎡で、平成●●年、●●年に相続により取得した土地です。

転用目的は、リハビリ施設を計画しており申請地の場所、第2種農地の判断、申請事由等につきましては、前の変更議案で説明したとおりでございますが、土地の所有が、もともとの土地の所有者のままになっておりますので、譲渡人は土地の所有者、譲受人はリハビリ事業の計画者という申請になっております。

番号6について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●● 字●●●● 畑 2筆 ●●●㎡で、昭和●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●の北側約●●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、自己用住宅を計画しております。

申請事由につきましては、譲受人は、市内の市営住宅に居住しておりますが、日常手狭になってきたため、実家近くに祖父所有の申請地を借りて住居を建築したく申請されました。

申請地は耕作されておりました。

番号7について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●● 字●● 畑 1筆 ●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

申請地は、●●●●●交差点の南側約●●●mに所在する土地で、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、資材置場を計画しております。

申請事由につきましては、譲受人は、●●●●●の自宅を資材置場として利用していますが、手狭になってきており、申請地は国道沿いで、長瀬、秩父方面の仕事をするのに便利なことから、ここを資材置場として利用したいと申請されました。

重機●台、材木、足場材、砂利、砂、石等を置く計画です。

国道からの入口は●m幅を確保し、側溝を横断して出入りすることになりますが、事前に県土整備事務所と協議済でございますが、利用に耐える側溝の形状になっておりますので、側溝の入れ替えなどは必要なく、またガードレールや歩車分離のブロックもありませんので、現状のまま、出入りは可能となっております。

また、申請地は道路より●●cmほど低いため、申請地の入口部分に幅●m×奥行●mの土を入れて乗り入れをする計画になっております。

申請地は不耕作地で保全管理されておりました。

私からの説明は以上です。

事務局（新井主査） 続きます、番号8について説明します。

譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。

申請地は ●●● 字●● 畑 1筆●●●㎡で、平成●●年に相続により取得した土地です。

案内図をご覧ください。

申請地は、一般県道●●●●●線●●●●●交差点から●●●●●線へ東に約●●●mに位置しており、立地の基準につきましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。

なお、隣接している北側、西側の土地は、平成●●年にはほ場整備を行っておりますが、この筆については行っておりません。

転用目的は、自己用住宅です。

申請事由ですが、譲受人は現在家族とともに●●●の市営住宅にて生活しておりますが、子ども二人が成長し、手狭になって来ていることから、自己用住宅の新築を考えておりました。今回、譲渡人、地域の方の紹介により、土地売買契約が整ったので、申請地に住宅を建築し居住したく、今回の申請となりました。

資金調達計画は、整っています。

また、隣接の畑 ●筆は、同意書が添付されており、市道などの公有地があり、転用により周囲の営農状況に支障が生じることはないものと考えます。

●●月●●日 現地を確認したところ、保全管理の状態でした。

説明は以上です。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きます、担当委員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番 吉川です。番号1について意見を申し上げます。

概要については事務局の説明したとおりです。

案内図では分かりづらいのですが、工場の出入口として利用していたところに、●.●●㎡ほど畑が残っていたとのことで、今回許可を受け引き続き一体利用したいそうです。

始末書も添付されておりますのでやむを得ないのではと考えます。

以上です。

1番 新井 範委員 1番 新井です。番号2と3について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

まず番号2ですが、もともと●反いくら、●坪ほどの畑に昨年●棟のアパートができ、今回の申請地にアパート●棟を作る計画です。

特に問題ないと思います。

続いて番号3ですが、現地を確認したところ、きれいに整地されておりました。

こちらも特に問題ないと判断いたしました。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

3番 青野 孝司委員 3番 青野です。番号4と5について意見を申し上げます。

いずれも概要は事務局説明のとおりです。

まず番号4についてですが、父親が所有する農地に自己用住宅を建築したいとのこと。当該農地は、耕作の状況にあります。宅地化が進んでいる地域でもあることから、やむを得ないと感じました。

次に番号5についてですが、先の議案第51号でご審議いただいた事案に関するものです。譲受人は当該農地をリハビリ施設を●棟建設したいとのこと。

この件につきましても、番号4と同様に宅地化が進んでいる地域でもあることから、勘案いたしますとやむを得ないと感じました。

ご審議ほどよろしく願います。

12番 井原 愛子委員 12番 井原です。番号6、7について意見を申し上げます。

まず番号6ですが、概要は事務局からの説明のとおりです。

申請地は現在耕作中ではありますが、譲受人が手狭となり、自己用住宅を祖父の農地に建てたいとのこと、致し方ないかなと思います。

続いて番号7ですが、こちらも概要は事務局からの説明のとおりです。

該当の農地は、交通量の激しい国道140号沿いに面していて、現在保全管理状態となっています。

耕作をしたり住宅を建てたりすることが難しい立地ではないかと思う場所で、県土整備事務所とも進入についてやり取りをして、問題ないとのことですので、致し方ないと思います。

ご審議のほどよろしく願います。

4番 黒田 昭雄委員 4番 黒田です。番号8について説明いたします。

概要は事務局説明のとおりです。

先日事務局と現地を確認しました。

先ほど議案第49号番号4で審議した案件の北側に、自己用住宅を建てたいという内容です。特に問題ないと思います。

ご審議のほどよろしく願います。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

13番 新井 一雄委員 13番 新井です。番号7について伺います。

所有権移転で贈与とありますが、譲受人と譲渡人とはどのような関係なのですか。

事務局（小川主幹） 特に親戚関係とかではなく、他人です。

13番 新井 一雄委員 贈与ということで無償ということですね。

事務局（小川主幹） 当事者間の話し合いで贈与となったようです。

議長（横田 友会長） 他に質問等がありますか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第52号について、賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、議案第52号についてはそのように決ま

した。

議案第53号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか

否かの判断について (2件)

議長(横田 友会長) 次に、議案第53号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。

それでは事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(新井主査) 番号1について説明します。

案内図をご覧ください。

●●●●●●●●●●●●から 南に約●●●m ほどに位置する土地でございます。

申請地は ●●● 字●● 畑 1筆●. ●●m² この土地が、農地法 第2条 第1項に定義する農地に該当するか否かについて、判断をお願いするものです。

所有者から非農地判断について申し出があり、●●月●●日に黒田委員、新井推進委員、岡田推進委員と現地を確認しました。

平成20年4月15日付け農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法 第2条 第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」によると、次のいずれかに該当する場合、「農地」に該当しないものとする、とされています。

- ①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。
- ②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるとき。

この2点により、現地調査を行いました。

申請者は以前から、●●に住んだことは無く、●●●●市に住んでいる方で、平成●●年に●●出身の夫が死亡したことにより相続しています。

相続以前から自宅周辺のほ場整備した農地は、地域の方に耕作を依頼しておりましたが、申し出のあった土地は、周辺が山林で、日当たりも悪く、接する道路も無く、●. ●●m²と小さい土地で斜面であったことから、山林化したものと考えます。

なお、写真のとおり歩いて現場に行くのも大変で、赤道からの進入も、雑木や篠の林となっており、平成●●年以降、農地確認調査でも赤判定となっておりました。

以上のことから、1筆 ●. ●●m²については、森林化されていることや周囲の状況から、復元しても営農は困難であると判断いたしました。

以上でございます。

事務局(江田事務局長) 私からは番号2について説明をいたします。

案内図をご覧ください。

申請地は●●●● 字●● 畑 ●, ●●●m²、●●●●●●●●●●から西へ約●●●mに位置しております。

もう一筆が ●●●● 字●● 田 ●●●m²、●●●●●●●●●●駅から東へ約●●●mに位置しております。

この土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いする

ものです。

所有者から非農地判断の申し出があり、●●月●●日に農業委員の新井一雄委員、農地利用最適化推進委員の木村誠司委員、木村雄一委員と現地を確認しました。

なお、平成20年4月15日付け農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」によると、以下のいずれかに該当する場合、「農地」に該当しないものとするされています。

- ①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。
- ②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるとき

以上の2点により現地調査を行いました。

まず●●●●の筆は 秩父市道から●●●mほど山道をのぼり、秩父鉄道の線路を渡る必要がある場所です。

申請地は緩やかな傾斜地で写真を見ていただくとおり●●m以上の樹木が茂っておりました。申請地に到着するためには、手前に沢が流れておりまして、●●mほど一度下り沢を渡り、また●●mほど登る必要があります。

そのため、重機が入れるような状態ではないため、農地に戻すことは困難であると感じました。

次に●●●●の筆は、秩父市道から●●mほど歩くところですが、こちらも一度秩父鉄道の線路を渡る必要がある場所です。

こちらはほぼ平地でしたが、写真を見ていただくとおり、こちらも●●m前後の樹木が茂っておりました。

別ルートで申請地にたどり着くことはできますが、手前に水路があり湿地のような状態でしたので、重機を入れるにはかなり大変ではないかと感じました。

直近の農地パトロールの結果は、赤判定となっております。

説明は以上となります。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

4番 黒田 昭雄委員 4番 黒田です。番号1について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです。

先日、事務局と新井推進委員と岡田推進委員と現地を確認しました。

該当地は非常に急な斜面でした。

南側から行こうとしたのですが、急すぎて進めず、車で反対側の北側に回り込んで行こうとしたのですが、途中水路がありたどりつけませんでした。

大きな木が茂っており、周囲も笹が覆い茂ってしまいましたので、畑に再生することは困難であると感じました。

皆さまのご審議のほどよろしく願いいたします。

5区 新井 明弘推進委員 5区推進委員の新井です。

案内図や写真を見ていただくと分かると思いますが、●●という地域は●●沢から段々にな

っていて、その斜面になっているところに今回の申請地があります。

昔は山からの用水を利用して田として耕作していたようですが、たどりつくことができず、数年前から赤判定でした。

ご審議よろしくお願ひいたします。

5区 岡田 英幸推進委員 5区推進委員の岡田です。

先日現地を確認いたしました。現地に行こうとしたのですが、たどり着けず、タブレットを活用してこのあたりだと確認しました。

ここは復元するのは大変困難であると思ひました。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

13番 新井 一雄委員 13番 新井です。番号2について意見を申し上げます。

概要は事務局説明のとおりです

●●の字●● ●, ●●●㎡については●●年来まったく手を付けていない土地とのことです。

高さ●●mを超える樹木が数十本生えておりまして、山林化しています。

市道から鉄道の踏切の無い線路をまたいで、その先に一度沢を下って登ってたどり着く場所で、耕うん機や重機の入らないところです。

農地として利用するには困難と思ひます。

●●の字●● 田 ●●●㎡についても、何年も耕作されていない状態です。

自生の●●●が●●本くらい、他にも大木が数本群生してひいて、先ほど事務局のとおり水路で囲まれており、耕うん機等重機が入れない農地です。

こちらも利用するには困難であると思ひます。

皆さまのご審議をよろしくお願ひいたします。

6区 木村 誠司推進委員 6区推進委員の木村です。

●●月●●日に現地を確認しました。

ほぼ説明いただいたとおりでして、付け加えることもございません。

山林化しており農地に戻すことは困難と思ひます。

以上です。

6区 木村 雄一推進委員 6区推進委員の木村です。

どちらも私の担当調査区域でありまして、赤判定したところです。

●●はたどり着くには行けるのですが、重機を入れられない場所です。

●●は水附の悪く石がごろごろしているところです。

どちらも畑に戻すことは困難であると思ひます。

皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議長 (横田 友会長) ありがとうございます。以上が担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見でした。

これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて議案に対する意見を伺ひます。

質疑、または意見はありますか。

9番 新田 恭一委員 9番新田です。番号2について伺ひます。

写真以上に現地は非農地化している状況ですか。

写真で見る限りではありますが、今まで非農地判断で農地となった案件より、農地に戻せるように感じるのですが、いかがですか。

事務局（江田事務局長） 確かにこの写真を見る限りではおっしゃるとおりに私も感じます。

山林化の状態もそうなのですが、農地に戻せるかという点でも判断をした次第です。

先ほどもご説明をいたしました、●●のほうは、●●mほど高低差がある沢を下って上がらなくてはならないため、また、●●のほうは湿地の状態が酷いため、農地に戻すための重機がたどり着けない場所です。

農地に戻すことが大変困難である立地ということも、判断材料にさせていただければと思います。

よろしく願いいたします。

1番 吉川 稔委員 1番吉川です。確認なのですが、申請地に隣接している土地は原野という説明でよろしかったですか。

事務局（江田事務局長） ●●については周辺すべて原野です。

●●については、山側の数筆は赤判定、他は黄色や違反状態の筆もあります。

1番 吉川 稔委員 非農地判断するとき、周囲の状況を確認する必要があると思いましたので質問したのですが、●●については、周りが原野とのことでこちらはやむを得ないのかなと。

●●については微妙かなと思うのですが。

事務局（江田事務局長） 休憩をお願いいたします。

議長（横田 友会長） 暫時休憩します。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局（江田事務局長） 先ほどの吉川委員さんからのご意見についてお答えしたいと思います。

●●については、周りすべてではないですが、赤判定のところと状況が近く、本人からの申し出もありやむを得ないと判断した次第であります。

議長（横田 友会長） 他に質疑、または意見はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑等無しと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第53号について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないものと、判断することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員賛成であります。よって、「農地に該当しない」と判断することに決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これもちまして秩父市農業委員会 令和6年第12回定例総会を閉会いたします。